# 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令について

令和８年３月
水　産　庁

１．　改正概要

令和７年７月23日公布、令和８年３月31日施行の「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第71号）」が制定され、保険会社のディスクロージャーにおける法定開示項目の改廃が行われることを踏まえ、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成５年大蔵省・農林水産省令第２号）において保険業法施行規則（平成８年大蔵省令第５号）の引用部分に号ずれが生じることから、改正を行うこととする。

２．　施行期日

令和８年３月31日